第一一六回

参第九号

入場税法(案)

(課税範囲)

第一条次に掲げる場所への入場には、この法律により、入場税を課する。

- 一 映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を多数人に見せ、又は聴かせる場所
- 二 競馬場及び競輪場
- 三 前号に掲げる場所に類する場所で、政令で定めるもの

(定義)

- 第二条 この法律において「催物」とは、前条各号に掲げる場所(以下「興行場等」という。)において、映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ、見せ物、競馬、競輪その他政令で定めるこれらに類するもので、多数人に見せ、又は聴かせるものをいう。
- 2 この法律において「主催者」とは、臨時に興行場等を設け、又は興行場等をその経営者若しくは所有者

から借り受けて催物を主催する者をいう。

3 この法律において「入場料金」とは、興行場等の経営者又は主催者が、いずれの名義でするかを問わず、 興行場等の入場者から領収すべきその入場の対価をいい、当該入場料金について課される入場税額に相当 する金額を含まないものとする。

(納税義務者)

第三条 興行場等の経営者(当該興行場等について別に主催者がある場合を除く。以下「経営者」という。) 又は主催者(以下「経営者等」と総称する。)は、興行場等への入場者から領収する入場料金について、 入場税を納める義務がある。

(課税標準及び税率)

第四条 入場税は、入場料金を課税標準とし、入場料金の百分の五の税率により課する。

(免税点)

第五条 入場料金が一人一回の入場について、次の各号に掲げる興行場等の区分に応じ当該各号に掲げる金額以下であるときは、入場税を課さない。

- 一 映画を催す場所(次号に掲げる場所を除く。) 二千円
- 二 主として演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を催す場所 五千円
- 三 第一条第二号及び第三号に掲げる場所 三十円

(税額算定の特例)

第六条 経営者等が興行場等への入場者から領収した一人一回の入場についての金額が、前条各号に掲げる興行場等の区分に応じ当該各号に掲げる金額(以下この条において「免税点の金額」という。)を超え、当該金額とこれに対し第四条に規定する税率を乗じて計算した金額との合計額以下であるときは、その領収した金額から免税点の金額を控除した額に相当する入場税を課する。

(入場料金を領収したとみなす場合)

- 第七条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる金額を入場料金として、入場の際、領収したものとみなす。この場合において、経営者等が入場料金を領収したときは、当該料金は、領収しなかったものとみなす。
 - 一 経営者等が興行場等への入場について入場料金を定めている場合において、その入場料金の全部又は

- 一部を領収しないで、興行場等に入場させた場合(当該入場について、入場料金以外の給付を受けず、かつ、入場後において入場料金を領収しない場合を除く。)その定めている入場料金の額。ただし、入場後において入場料金を領収することとしている場合で、入場料金以外の給付を受けないときほ、当該入場について領収すべき入場料金の額
- 二 入場につき、通常、入場料金を領収して催物を行う興行場等において、催物(当該催物と同じ種類の催物に参加することを業とする者が主として参加するものに限る。)を行う経営者等が入場料金を定めず、かつ、入場料金を領収しないで入場させた場合又はその定めた入場料金の額が当該催物の開催その他当該興行場等に入場させるために要する経費から勘案して低額であり、かつ、その定めた入場料金を領収し、若しくは領収しないで入場させた場合(国、地方公共団体その他政令で定める者が催物を行う場合その他政令で定める場合を除く。)当該催物の開催その他当該興行場等に入場させるために要した経費を当該興行場等に通常入場させることができる人員の数で除して得た額
- 2 経営者等が興行場等への入場について入場料金を定めている場合において、回数券又は定期券により興 行場等に入場させたときは、入場の際、その定めている入場料金を当該入場に係る入場料金として領収し

たものとみなす。この場合において、回数券又は定期券の発行により経営者等が領収している金額がある ときは、当該金額は、領収しなかったものとみなす。

3 第一項第二号の規定が適用される場合においては、同号の規定により同号の経費を除するに用いた人員の数の入場者があったものとみなす。

(免税興行)

- 第八条 別表の上欄に掲げる者が主催する催物が次の各号に掲げる条件に該当する場合において、第三項の 規定による承認を受けたときは、当該催物が行われる場所への入場については、入場税を免除する。
 - 一 当該催物が演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物であること。
 - 二 当該催物が学生、生徒、児童その他当該催物と同じ種類の催物に参加することを業としない者により 行われるものであること。
 - 三 当該催物に係る純益の全額が別表の下欄に掲げるもののために支出されること。
 - 四 当該催物に参加し、又は関係する者が何らの報酬を受けないこと。
- 2 別表の上欄に掲げる者のうち政令で指定するものについて前項の規定を適用する場合においては、同項

第一号及び第二号に掲げる条件は、必要としない。

- 3 前二項の規定により入場税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする催物を開催する日の五日前までに、その催物の種類、開催の場所及び期間、入場料金、免除に該当する事由その他政令で定める事項を記載した申請書を、当該催物を開催する場所の所在地を所轄する税務署長に提出して、その承認を受けなければならない。
- 4 税務署長は、前項の規定により申請書を提出した者が開催する催物の回数、期間、入場料金、場所その他の計画が入場税の保全上不適当であると認められる場合においては、前項の承認をしないことができる。
- 5 第一項第三号に規定する純益の計算について必要な事項は、政令で定める。
- 6 第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた者は、その免除を受けた催物の終了した日の属する目の翌月末日までに、当該催物に係る収入及び支出の明細書並びに支出された純益を領収した事実を証明する書類を、その免除をした税務署長に提出しなければならない。
- 7 税務署長は、第一項又は第二項の規定により免除を受けた者の申請により、前項の期限内に同項に規定する明細書又は書類を提出することができないことについて、その内容が確定しないことその他これに類

するやむを得ない事由があると認めるとき(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規定により、 その提出期限が延長されるときを除く。)は、その期限を延長することができる。

8 第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主催者がこれらの項に規定する条件に違反した場合において、その免除をした税務署長は、当該主催者から、直ちに、その免除に係る入場税を徴収する。 (非課税)

第九条 次に掲げる場所への入場については、入場税を課さない。

- 国が企画して行う催物で政令で定めるものを催す場所
- 二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定により助成の措置を講ぜられた文化財のみを 公開する場所
- 三 国立劇場が国立劇場法(昭和四十一年法律第八十八号)第一条(目的)に規定する伝統芸能のみを公開する場所又は同条に規定する現代舞台芸術のみを公演する場所
- 四 学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われるスポーツを催す競技場
- 2 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条(学校の範囲)に規定する高等学校、中学校、小学

校、幼稚園その他これらの学校の教育に準ずる教育を行う学校又は施設として政令で定めるもの(以下この項において「学校等」という。)の教員又はこれに準ずる職員の引率により、当該学校等における教育に資するため、当該学校等の生徒、児童又は幼児の団体を興行場等へ入場させる場合(これらの学校の校長若しくは園長又は当該施設の長がその旨を証明する場合に限る。)には、当該入場については、入場税を課さない。

(課税標準額及び税額の申告)

- 第十条 経営者等(第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主催者を除く。)は、その 興行場等ごとに、毎月(第五条又は前条の規定の適用を受ける入場料金以外の入場料金を領収しない月を 除く。)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その興行 場等の所在地を所轄する税務署長(以下「所轄税務署長」という。)に提出しなければならない。
 - 一 その月中に当該興行場等への入場について領収した入場料金の総額(第五条又は前条の規定により課税されない入場料金の総額を除く。以下「課税標準額」という。)
 - 二 課税標準額に係る入場税額

- 三 第十二条第一項の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする入場税額
- 四 第二号に掲げる入場税額から前号に掲げる入場税額を控除した税額(以下「納付すべき税額」という。)
- 五 第二号に掲げる入場税額から第三号に掲げる入場税額を控除してなお控除すべき不足額があるときは、 当該不足額
- 六 その他参考となるべき事項
- 2 第十二条第一項に規定する領収金額の全部又は一部を払い戻した者は、前項の規定による申告書の提出 を要しない月において、第十二条第一項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受け るため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を、 所轄税務署長に提出することができる。

(期限内申告による納付)

第十一条 前条第一項の規定による申告書を提出した経営者等は、同項に規定する当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する金額の入場税を、国に納付しなければならない。
(入場税の控除等)

- 第十二条 経営者等(第四項の規定の適用を受ける者を除く。)が興行場等の経営又は催物を廃止し、休止 し、又は中止したことその他のやむを得ない事情があるため、その領収した一人一回の入場についての入 場料金と当該料金について課された、又は課されるべき入場税額に相当する金額との合計額(以下この条 において「領収金額」という。)の全部又は一部を払い戻した場合には、当該経営者等が当該払戻しの日 の属する月(その日と当該領収の日とが同一の月に属する場合には、その月の翌月)以後に提出期限の到 来する第十条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に記載した同 項第二号に掲げる入場税額から当該領収金額のうちの入場税額に相当する金額(領収金額の一部を払い戻 した場合には、払戻し後の金額が第五条の規定の適用を受けることとなるときを除き、当該払戻し後の金 額のうちの入場料金(払戻し後の金額が第六条の規定の適用を受けることとなるときは、当該払戻し後の 金額)について第四条(払戻し後の金額が第六条の規定の適用を受けることとなるときは、第六条)の規 定を適用した場合における入場税額に相当する金額を控除した金額。以下この条において同じ。)の合計 額を控除する。
- 2 前項の場合において、同項の規定による控除を受けるべき月分の第十条第一項の規定による申告書に同

項第五号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があったときは、 それぞれ当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

- 3 第一項の規定による控除又は前項の規定による還付を受けようとする経営者等は、当該控除又は還付に 係る第十条の規定による申告書に、領収金額の払戻しの事実を証明する書類として政令で定めるものを添 付しなければならない。
- 4 第八条第八項の規定の適用を受けた主催者が、催物を休止し、又は中止したことその他のやむを得ない事情があるため、その領収金額の全部又は一部を払い戻した場合において、当該主催者が払戻しをした日の属する月以後に当該主催者から徴収すべき入場税額があるときは、当該入場税額から当該領収金額のうちの入場税額に相当する金額の合計額を控除する。
- 5 前項の場合において、同項に規定する主催者から徴収すべき入場税額がないとき、又は徴収すべき入場 税額から控除してなお不足額があるときは、前項に規定する領収金額のうちの入場税額に相当する金額の 合計額又は当該不足額を還付する。
- 6 第四項の規定による控除又は前項の規定による還付を受けようとする主催者は、政令で定めるところに

- より、控除又は還付を受けようとする入場税額を記載した控除又は還付の申請書に、領収金額の払戻しの事実を証明する書類として政令で定めるものを添付して、第八条第八項に規定する税務署長に提出しなければならない。
- 7 第二項又は第五項の規定による還付金につき国税通則法の規定による還付加算金を計算する場合には、 その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書又は申請書が次の各号のいずれに該当するかに応じ、 当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。
 - 一 第十条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限
 - 二 第十条第二項の規定による申告書又は前項の規定による申請書 当該申告書又は申請書の提出があった日の属する月の末日

(入場税の保全担保)

第十三条 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、次の各号に掲げる場合において、入場税の保全のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、経営者等に対し、金額及び期間を指定して、入場税につき担保の提供を命ずることができる。

- 一 臨時に興行場等を設け、又は興行場等をその経営者若しくは所有者から借り受けて催物を主催する場合
- 二 経営者の資力がその納付すべき入場税額に比して薄弱であるため、入場税の納付を怠るおそれがある場合
- 2 前項第一号の規定により指定する期間は、第十一条の規定により入場税を納付する日又は第八条第一項若しくは第二項の規定により入場税の免除を受けた者が同条第六項に規定する明細書及び書類を提出する日までの間とする。
- 3 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、第一項の金額又は期間を変更することができる。

(入場券の交付及び切取りの義務)

第十四条 経営者等は、次の各号に掲げる場合を除くほか、興行場等に入場させるとき、又は前売りその他 いずれの名義でするかを問わず、あらかじめ入場料金を領収するときは、政府が発行する用紙(以下この 条において「用紙」という。)をもって入場券とし、これを入場者に交付しなければならない。

- 一 興行場等への入場者から領収する入場料金が第五条の規定の適用を受ける場合
- 二 入場料金を領収せず、かつ、入場料金以外の給付を受けないで入場させる場合
- 三 第七条第一項第二号の規定の適用を受けるべき場合のうち入場料金を領収しないで入場させる場合四 第八条第一項又は第二項の規定により免除を受ける催物を行う場合で、税務署長が指定するとき
- 五 第九条の規定の適用がある場合
- 六 その他入場券の交付を必要としないと認められる場合で、政令で定めるとき
- 2 前項の用紙は、税務署長が、政令で定めるところにより、使用すべき興行場等を指定して、経営者等に 交付する。
- 3 税務署長は、用紙を交付する場合においては、特別の事由がある場合を除き、経営者等がその時までに 納付しなければならない入場税を完納したこと及び交付を受けた用紙又は当該用紙をもって入場券とした ものでその時までに使用していないものの数を確かめた上でなければ、これを交付してはならない。
- 4 税務署長は、前条の規定によって担保の提供を命じた場合において、経営者等に用紙を交付するときは、 当該経営者等が担保を提供するまで、これを交付しないことができる。

- 5 経営者等は、第一項の規定による入場券を交付する場合には、領収すべき入場料金と当該料金について 課されるべき入場税額との合計額(課されるべき入場税額がないときは、当該入場料金の額)を表示した 入場券をもってしなければならない。ただし、所轄税務署長の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 6 経営者等は、毎月使用した入場券(第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主催者にあっては、免除を受けた催物について使用した入場券)の種類別に枚数を記載した申告書を、第十条第一項の規定による申告書又は第八条第六項の規定による明細書に併せて所轄税務署長に提出しなければならない。
- 7 経営者等は、入場者を興行場等に入場させる際、入場券の提示を求めてその半片を切り取り、他の半片を当該入場者に返さなければならない。
- 8 経営者等は、前項の規定により切り取った入場券の半片を、その切り取った日から三月間保存しなければならない。ただし、所轄税務署長の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 9 経営者が興行場等の経営を廃止し、又は主催者が当該催物を終えた場合において、第二項の規定によって て交付を受けた用紙又は当該用紙をもって入場券としたもので使用していないものがあるときは、直ちに、

これらを同項の税務署長に返さなければならない。

- 10 経営者等は、第二項の規定によって交付を受けた用紙を同項の規定により指定された興行場等以外の興行場等で使用し、又はこれを譲り渡し、若しくは譲り受けてはならない。ただし、所轄税務署長の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 11 用紙の種類及び様式又は形式は、大蔵省令で定める。

(特別入場券等の発行)

- 第十五条 経営者等は、指定席券により入場させる場合その他特別の事情がある場合において、所轄税務署 長の承認を受けたときは、興行場等ごとに、前条第一項に規定する用紙以外の用紙で作成した入場券(以 下「特別入場券」という。)を発行することができる。
- 2 経営者等が特別入場券又は回数券若しくは定期券を発行しようとする場合においては、税務署長の検印 を受けなければならない。ただし、経営者等が、政令で定めるところにより、所轄税務署長の承認を受け て当該特別入場券に大蔵省令で定める書式による表示をしたときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の承認の申請があった場合において、当該経営者等が第十三条の規定により命ぜられた担

保の提供をしないとき、その他入場税の保全上不適当と認められるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

- 4 前条第三項、第四項、第九項及び第十項の規定は、第二項の規定により検印を受ける特別入場券の用紙について準用する。この場合において、同条第三項中「交付」とあるのは「検印」と、「入場券」とあるのは「特別入場券」と、同条第四項中「交付」とあるのは「検印」と、同条第九項中「第二項」とあるのは「第十五条第二項」と、「交付」とあるのは「検印」と、「入場券」とあるのは「特別入場券」と、「税務署長に返さなければ」とあるのは「税務署長の確認を受けて廃棄しなければ」と、同条第十項中「第二項」とあるのは「第十五条第二項」と、「交付」とあるのは「検印」と、「同項の規定により指定された」とあるのは「その発行に係る同条第一項の」と読み替えるものとする。
- 5 第二項の規定により検印を受け又は表示をした特別入場券は、前条第一項及び第五項から第八項までの 規定の適用については、入場券とみなす。
- 6 検印の印影の形式は、大蔵省令で定める。

(課税入場料金を定めようとする場合等の申告)

- 第十六条 経営者(経営者になろうとする者を含む。)がその経営する興行場等に係る入場料金の全部又は一部につき第五条の規定の適用を受ける入場料金以外の入場料金(以下この項において「課税入場料金」という。)を定めようとするとき、又は催物を主催しようとする者がその催物を行う興行場等に係る入場料金の全部又は一部につき課税入場料金を定めようとするときは、当該興行場等ごとに、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に申告しなければならない。経営者が当該興行場等の経営を廃止したときその他当該課税入場料金の定めを廃止したとき若しくは当該興行場等の経営を休止したとき、又は主催者が当該催物を終え、若しくは休止したときも、同様とする。
- 2 前項の規定による申告をした経営者等は、その申告した事項に異動を生じたときは、政令で定めるところにより、所轄税務署長に申告しなければならない。

(記帳義務)

- 第十七条 経営者等は、次に掲げる場合を除き、帳簿を備え、政令で定めるところにより、入場人員、領収 した金額の総額その他業務に関する必要な事項を記載しなければならない。
 - 一 興行場等への入場者から領収する常時の入場料金が第五条の規定の適用を受ける場合

二 第九条の規定の適用がある場合

(申告義務等の承継)

- 第十八条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続の開始があった場合においては、相続人(包括受遺者を含む。) は、被相続人(包括遺贈者を含む。)の次に掲げる義務を、それぞれ、承継する。
 - 一 第十条第一項又は第十六条に規定する申告義務
 - 二 前条の規定による記帳義務

(当該職員の権限)

- 第十九条 当該職員は、入場税に関する調査について必要があるときは、納税義務者若しくは納税義務があると認められる者に質問し、又はその業務に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。
- 2 当該職員は、経営者等の組織する団体(当該団体で組織する団体を含む。)がある場合において、入場税に関する調査について必要があるときは、当該団体に対して当該団体を構成する経営者等の経営等に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

- 3 当該職員は、第一項の規定による質問若しくは検査又は前項の規定による諮問をする場合においては、 その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪の捜査のために認められたものと解してはならない。 (納税地)
- 第二十条 入場税の納税地は、興行場等ごとに当該興行場等の所在地とする。

(罰則)

- 第二十一条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - 一 偽りその他不正の行為によって入場税を免れ、又は免れようとした者
 - 二 偽りその他不正の行為によって第十二条の規定による入場税の還付を受け、又は受けようとした者
- 2 前項の犯罪に係る免れ、若しくは免れようとした入場税又は受け、若しくは受けようとした還付金相当額の三倍が五十万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該相当額の三倍以下とすることができる。

- 第二十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。
 - ー 第十条第一項の規定による申告書の提出を怠った者
 - 二 第十四条第一項の規定に違反して政府が発行して交付した用紙及び特別入場券以外のものを入場券とし、又は入場者に入場券(特別入場券を含む。)を交付しなかった者
 - 三 第十四条第七項の規定に違反して入場者に入場券(特別入場券を含む。)の提示を求めてその半片を切り取り、他の半片を当該入場者に返さなかった者
 - 四 第十四条第九項(第十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して用紙若しくは入場券を税務署長に返さず、又は特別入場券の用紙若しくは特別入場券を廃棄せず、若しくは税務署長の確認を受けないで廃棄した者
 - 五 第十四条第十項(第十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して用紙(特別入場券の用紙を含む。)を使用し、譲り渡し、又は譲り受けた者
- 六 第十五条第二項の規定に違反して特別入場券又は回数券若しくは定期券に検印を受けなかった者 第二十三条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第八条第三項の規定による申請書に偽った記載をした者
- 二 第八条第六項の規定に違反して同項に規定する期限(同条第七項の規定により期限が延長された場合においては、当該延長された期限)内に、同項に規定する明細書若しくは支出された純益を領収した事実を証明する書類を提出せず、又はこれらの書類に偽った記載をした者
- 三 第十四条第五項の規定に違反して金額を表示しない入場券(特別入場券を含む。)を交付し、又は偽った金額を表示した入場券(特別入場券を含む。)を交付した者
- 四 第十四条第六項の規定に違反して入場券(特別入場券を含む。)に関する申告書を提出しなかった者
- 五 第十四条第八項の規定に違反して同条第七項の規定により切り取った入場券(特別入場券を含む。) の半片を保存しなかった者
- 六 第十六条の規定による申告を怠り、又は申告を偽った者
- 七 第十七条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者
- 八 第十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその 職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

- 第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務 又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当 該各条の罰金刑を科する。
- 2 前項の規定により第二十一条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の 期間は、同項の罪についての時効の期間による。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

(施行日前の入場料金の領収に係る入場税に関する経過措置)

第二条 経営者等が入場料金を平成二年四月一日(以下「施行日」という。)前に領収している場合において、当該入場料金の領収に係る興行場等への入場を施行日以後にさせるときは、当該入場については、入場税を課さない。

(免税興行に関する経過措置)

第三条 第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けようとする者が、その免除を受けようとする催物を施行日から五日以内に開催する場合においては、同条第三項中「催物を開催する日の五日前までに」とあるのは「催物を開催する日までに」として、同条の規定を適用する。

(課税入場料金を定めようとする場合等の申告に関する経過措置)

- 第四条 この法律の施行の際現にその経営する興行場等又はその催物を行う興行場等に係る入場料金の全部 又は一部につき第十六条第一項に規定する課税入場料金を定めている経営者等は、平成二年四月十日まで に、当該興行場等ごとに、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に申告しなければならない。
- 2 前項の規定による申告をした者は、施行日において第十六条第一項前段の規定による申告をした者とみなす。
- 3 第一項の規定による申告を怠り、又は偽った者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。
- 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(印紙等模造取締法の一部改正)

第五条 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「若しくは物品税法第四十二条第一項」を「、物品税法第四十二条第一項」に改め、「物品税証紙」の下に「著しくは入場税法第十四条の規定による用紙」を加え、「税印の印影」の下に「、入場税法第十五条第六項の規定による検印の印影」を加え、「これに紛らわしい」を「これらに紛らわしい」に改める。

(相続税法の一部改正)

第六条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「石油税」の下に「、入場税」を加える。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国 における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第七条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十

七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)」を、「、石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)及び入場税法(平成元年法律第 号)」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

(入場税法の特例)

第十二条 軍人用販売機関等で、入場税法第一条に掲げる場所のうち、合衆国軍隊の直接管理に係るものへの入場については、入場税を免除する。

(会社更生法の一部改正)

第八条 会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第百十九条中「石油税」の下に「、入場税」を加える。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の 一部改正)

第九条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法

律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)」の下に「、入場税法(平成元年法律第 号)」を加える。

第三条第一項中「又は石油税法」を「、石油税法又は入場税法」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第十条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「及び物品税」を「、物品税及び入場税」に改める。

第百五十八条第三項中「酒税」の下に「及び入場税」を加える。

(国税通則法の一部改正)

第十一条 国税通則法の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「及び物品税」を「、物品税及び入場税」に改める。

第十五条第二項第六号中「その小売の時とする。」を「その小売の時とし、入場税については入場料金の領収の時とする。」に改める。

別表(第八条関係)

主 者 支出先又は支出の目的

- 一 児童、生徒、学生又は卒業生の団体
- 二 学校(学校教育法第一条及び第九十八条第一項の学校並びに私立学校法(昭和二 行う社会教育、青年学級、日本赤十字社 十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項の法人の設置する学校をいう。この表 がその目的を達成するために行う業務 において同じ。) (社会教育を含む。)、社会福祉事業、
- 三 学校の後援団体
- 四 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条の社会教育関係団体(この表 母子福祉施設、老人福祉施設、身体障害において「社会教育関係団体」という。)又は同法第二十一条の公民館 者更生援護施設、精神薄弱者援護施設そ
- 五 青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百十一号)第二条の青年学級(この表に の他これらに類するもので、政令で定め おいて「青年学級」という。)を開設する者 るもの
- 六 日本赤十字社
- 七 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の規定により届出をし、又は許可を受けて経営する社会福祉事業(この表において「社会福祉事業」という。)を 行う者
- 八 更正緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三号)による更正保護事業(この表において「更正保護事業」という。)を経営する者
- 九 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護施設(この表において 「保護施設」という。)を設置する者
- 一〇 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による児童福祉施設(この表において「児童福祉施設」を設置する者
- 一一 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による母子福祉施設(この表において「母子福祉施設」という。)を設置する者
- 一二老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による老人福祉施設(この表に置いて「老人福祉施設」という。)を設置する者
- 一三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者更正 援護施設(この表において「身体障害者更正援護施設」という。)を設置する者
- 一四 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による精神薄弱者援護施設 (この表において「精神薄弱者援護施設」という。)を設置する者
- 一五 その他前各号に掲げる者に類するもので、政令で定めるもの

学校、社会教育関係団体又は公民館が 行う社会教育、青年学級、日本赤十字社 がその目的を達成するために行う業務 (社会教育を含む。)、社会福祉事業、 更生保護事業、保護施設、児童福祉施設、 母子福祉施設、老人福祉施設、身体障害 者更生援護施設、精神薄弱者援護施設そ の他これらに類するもので、政令で定め るもの

理由

消費税法の廃止に伴い必要となる財源の確保に資するため、入場税の制度を設ける必要がある。これが、 この法律案を提出する理由である。